

三木金物まつり2019会場を移転

金物まつりのメイン会場が、市役所前広場から三木山総合公園へ変更となります。ただし、文化会館、サンライフ三木、教育センターでは今年度もイベントが開催されます。

▼開催日

11月2日(土)、3日(日)

問(市)商工振興課

中小企業振興係



在宅歯科訪問をご利用ください

寝たきりの方など歯科医院への通院が困難な方で、入れ歯が合わない、歯や歯ぐきに痛みがあるのに我慢している方はいませんか。市では、歯科衛生士が自宅を訪問し、口の中の健康チェックなどを行う在宅歯科訪問を行っています。その結果、治療が必要な方には、訪問歯科診療を行う歯科医師を紹介します。(訪問診療は、保険診療)

▼費用 無料

問(市)健康増進課

(総合保健福祉センター内)

☎86-10900

▼対象 40歳以上で外出や通院が困難な方



三木税務署からのお知らせ

10月から消費税の軽減税率制度がスタート

10月1日から、消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度に関する詳しい情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

☎www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm



▼ホームページはこちら

新 聞	飲食料品	軽減税率(8%)の対象品目
一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化などに関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくもの	食品表示法に規定する食品(酒類を除く)をいい、一定の一体資産を含む。外食やケータリングなどは、軽減税率の対象品目には含まれません。	

消費税軽減税率制度の説明会を開催

▼日時

① 9月18日(水)
② 9月20日(金)

午後1時30分～3時

▼場所

① 緑が丘町公民館 第1研修室
② 三木納税協会 2階会議室

問三木税務署

☎82-10501



敬老祝金を支給します

市では、高齢者の皆様の長寿をお祝いするため、令和元年度中に77歳・88歳・99歳になる方、100歳以上の方に、9月中旬から敬老祝金を自治会を通してお渡しします。また、口座振込を希望された地区においては、対象者より申し出いただいた口座へ振込にてお渡しします。

年 齢	金 額
77歳(S17年4月2日～18年4月1日)	7千円
88歳(S6年4月2日～7年4月1日)	1万円
99歳(T9年4月2日～10年4月1日)	2万円
100歳以上(T9年4月1日以前に生まれた方)	5万円

問(市)福祉課
総務・高齢者福祉係



精霊流しの供養について

8月15日(木)の精霊流しは台風10号接近のため中止となりましたが、各地区で集められた塔婆などについては、8月21日(水)に三木市仏教会において供養されました。

問三木市保健衛生推進協議会
(市)生活環境課内)



2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。

なぜ、税率が上がるんですか？

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引き上げが必要です。

出典：国立社会保障・人口問題研究所

引上げ分は何に使われるのですか？

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。

家計や景気への影響は大丈夫ですか？

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

商品券
プレミアム付商品券

自動車や住宅の購入等支援

キャッシュレス決済でのポイント還元

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様身の近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索